議第42号

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月14日

滋賀県知事　　三 日 月　　大　　造

滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第53条に次の１項を加える。

２　第２章の２の規定は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の３第１項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第３項第１号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第22条の11に規定する整備については、適用しない。

付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の第53条第２項の規定は、この条例の施行の日前に滋賀県環境影響評価条例第５条の４第１項の規定により同条例第５条の３第１項に規定する配慮書およびこれを要約した書類が送付された事業については、適用しない。